		連事年	業	法人名 (別表六の二
	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	円		H	(<u>±</u>)
Ħ	調整前連結税額の個別帰属額 (21)×(1) (19) 2			連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」) 19	平三十
各	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十三)付表「11」の合計) 3		各		: 四
連	同上のうち別表六の二(十三)付表「7」が平 成31年3月31日以前であるものに係る額			特定機械装置等の取得をした各連 結法人の個別所得金額の合計額 20	一以後終
結	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額 5		連	(取得適用連結法人の(1)の合計)	以後終了連結事業年度分
	(3)のうち別表六の二(十三)付表「7」が平 成31年4月1日以後であるものに係る額 6		結		事業年度
法	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額 ⁷		法	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 21 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	分
人	(6)のうち別表六の二(十三)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額 8		人	(二) [2] 又(45/0] (三) [2] (□) (□) [2] (□) (□) (□) [2] (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□)	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額 9		の	総調整前連結税額基準額	
に	税 $(((4)-(5))+((8)-(9)))\times\frac{12}{100}+$ 類 $((5)+(9))\times\frac{6}{100}$		合	$(21) \times \frac{20}{100}$ 22	
お	Representation (((6) – (7)) – ((8) – (9))) × $\frac{10}{100}$ + $\frac{5}{100}$		計		
け	の 計 類 税 額 控 (10) + (11) 12		額	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(16)の合計) 23	
	法 調整前連結税額基準額 人 (22)×(1) (20)		の		
る	税 額 (2)×20 100 14		計	調整前連結税額超過構成額。	
計	準 法 人 税 額 基 準 額 ((13)と(14)のうち少ない金額) 15			調 登 削 連 結 税 額 超 週 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑪」) 24	
算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(15)のうち少ない金額) 16		算		
开	調整前連結税額超過構成額 (24) × (16) (23) (25) (17)			法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24) 25	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) — (17)				

法 0301-0613-02

別表六の二 (十三) の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の14の2 第2項《国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を 受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括 弧の中に記載してください。